

管理委託契約約款

平成 22 年 10 月 27 日届出
平成 22 年 12 月 7 日変更届出
平成 23 年 4 月 11 日変更届出
平成 23 年 8 月 16 日変更届出

一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会

管理委託契約約款

第1条（目的）

本約款は、音楽著作物の著作権の保護と円滑な利用を図るため、一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会（以下、甲という。）と音楽著作物の著作権者（以下、乙という。）が、著作権の使用許諾について締結する管理委託契約の内容を定めるものである。

第2条（管理委託契約の範囲）

乙は、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物（乙が甲に作品届を提出した著作物）についての、下記のいずれかに係わる使用許諾（乙が管理委託契約で指定するところによる）について、甲が甲の名において利用者と使用許諾契約を締結の上、使用料の収受及び分配、その他これらに付帯する業務を取次により行うことを甲に委任し、甲はこれを受任する。但し、（2）ビデオグラムへの録音、（4）映画への録音、（5）コマーシャル放送用録音、（8）ゲームソフトへの録音については、その使用料の額は使用許諾契約の都度、乙が定めるものとする。

（1）レコードへの録音

レコード（オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、その複製物を譲渡すること

（2）ビデオグラムへの録音

ビデオテープ・ビデオディスク等ビデオグラムの記憶媒体などに連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布すること

（3）インタラクティブ配信

放送、有線放送以外の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製すること（但し、（9）に該当するものを除く。）

（4）映画への録音

映画館その他の場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布すること

（5）コマーシャル放送用録音

放送、有線放送において、専らコマーシャルに使用することを目的として、著作物を複製し、その複製物を頒布、譲渡すること

（6）放送

放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製すること（但し、（5）に該当するものを除く。）

（7）有線放送

有線放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製すること（但し、（5）に該当するものを除く。）

(8) ゲームソフトへの録音

ゲームに供することを目的として、テレビゲーム等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡すること

(9) インターネット放送の B G M 利用

事業所等での B G M 利用を目的として、当協会が運営するインターネット放送局から配信される著作物を複製することなく公に伝達すること

- 2 . 乙は本条の規程により定める管理委託の範囲について、著作物を自ら使用することが出来るものとする。但し、著作物利用の際は、原則として利用する前日までに甲に所定の申請書を提出しなければならない。

第 3 条 (管理委託契約の締結方法)

乙が管理委託契約の締結を希望する場合、乙は、甲が指定する管理委託契約申込用紙を用いて甲に申込みものとする。

- 2 . 甲が管理委託契約締結を承諾した場合、速やかに管理委託契約承諾書を乙に交付するものとする。
- 3 . 乙が前条 (9) の管理範囲のみ管理委託契約の締結を申し込む場合は、当協会が運営するインターネット放送局の配信申込書の提出を管理委託契約申込書の提出に替える事ができ、甲は前項の規定を省略することができる。

第 4 条 (業務地域及び再委託)

甲は、原則として日本国及び日本国以外の国、地域において業務を行うものとする。

- 2 . 日本国以外の国、地域において甲が第 2 条の業務を行う場合は、甲は、これを当該国、地域の著作権管理団体等に再委託することが出来るものとする。

第 5 条 (契約期間)

管理委託契約の契約期間は、契約締結の日から 1 年を経過後、最初に到来する 3 月末日までとする。

- 2 . 契約期間満了の 3 ヶ月前までに乙が解約の意思表示をしない場合は、同一条件で自動的に 1 年間更新され、以後の取扱についても同様とする。

第 6 条 (使用料の徴収等)

甲は、利用者と著作権利用許諾契約を締結し、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づいて当該利用者から使用料を徴収するものとする。

- 2 . 甲は、利用者との使用許諾契約締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することが出来るものとする。
- 3 . 甲は、管理委託契約期間内は、甲の判断において当該著作物の宣伝として認められる

利用に限り、使用料を徴収せずに利用者と使用許諾契約を締結できるものとする。但し、乙が甲に対して、管理委託契約締結時又は更新時に本項に対して合意しない旨の意思表示をした場合は、該当する著作物について本項は適用されないものとする。

4. 甲は、必要に応じて企業、団体等と包括的な著作物利用に関する書面を締結することで複数の利用者に対し、一括して著作物の利用を許諾することができるものとする。
5. 第2条(9)の管理範囲に限り、甲に対して著作物を利用する旨の連絡をした利用者は使用許諾契約書を締結することなく許諾を得られるものとする。

第7条(使用料の分配)

本約款における受益者は乙とする。但し、乙は甲の合意を得て、第三者を受益者に指定し、又は指定した受益者を変更することが出来るものとする。

2. 甲は、下記に定める各3ヶ月間(以下、分配期という。)に甲が収受した使用料を下記の通り、ゆうちょ銀行口座への送金の方法により受益者に分配するものとする。但し、分配日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日とする。
 - (1) 1月から3月までに収受した使用料は、6月末日に分配
 - (2) 4月から6月までに収受した使用料は、9月末日に分配
 - (3) 7月から9月までに収受した使用料は、12月末日に分配
 - (4) 10月から12月までに収受した使用料は、3月末日に分配
3. ゆうちょ銀行口座以外の金融機関への送金を希望する場合は、分配時に要する手数料を乙が負担するものとする。
4. 第2項に係わらず、各分配期に於ける乙の分配額が5,000円に満たない場合、翌期以降の分配期に合算して分配することが出来るものとする。

第8条(管理手数料)

乙が甲に支払う報酬は、甲が収受した使用料の10%以内で甲が定める率とする。

2. 甲は甲が収受した使用料を分配する際に、本条で定めた報酬を控除するものとする。

第9条(著作権の保証)

乙は、甲に著作権の管理を委託するすべての著作物について、著作権を有し、且つ、当該著作物が適法に創作されていること及び第三者の著作権を侵害していないことを保証する。

2. 甲は前項の保証に関し必要があるときは、乙に対して、その資料の提出を求めることが出来るものとする。この場合乙は、速やかに資料を提出しなければならない。

第10条(使用料の分配留保)

第7条に係わらず、甲は、下記の各号の何れかの事由に該当する場合、使用料の分配を留保できるものとする。

- (1) 著作権の帰属又は第三者の著作権の侵害等について、乙が第三者より異議、請求の申し立てを受け、又は係争となったとき
- (2) 著作権の帰属等について疑義があると甲において認めるとき
- (3) 使用料の分配先又は分配率等が明らかでないとき
- (4) 乙が届け出た住所、メールアドレス等に宛てた通知、催告等が継続して 2 回以上到達しないとき
- (5) 乙が届け出た送金先に宛てた送金が到達しないとき

第 1 1 条 (甲の通知)

甲の乙への通知、催告、送金等は、乙の届け出た住所、メールアドレス、送金先等に宛てて行うものとする。但し、第 7 条により乙が受益者を指定、変更等した場合、その者に宛てて行うものとする。

第 1 2 条 (乙の通知)

乙 (乙指定受益者を含む) は、乙の住所、メールアドレス、乙指定金融機関口座等の変更、又は改名、社名変更、代表者の異動、合併、会社分割、解散等の場合、速やかに甲に通知し、所定の手続きを行うものとする。

- 2 . 甲は、乙が前項の手続きを怠った事による損失、損害等について、一切の責を負わないものとする。

第 1 3 条 (約款及び管理委託契約の変更)

甲は、本約款を変更したときは、速やかに甲の事業所への掲示及びインターネットによって変更した約款を公示するとともに、E メールでの送信方法によりこれを乙に通知する。但し、乙が E メール以外の通知方法を希望する場合は、郵送をもって通知することができる。

- 2 . 乙が前項の約款の変更に異議がある場合、通知が到達した日から 3 ヶ月以内に甲に申し出ることにより、管理委託契約を解除することができる。この場合、甲が解除の申し出を受領した日の 3 ヶ月後の月末日をもって、契約は終了するものとする。ただし、該当する著作物が第三者に使用許諾されている場合、甲は利用者に対して速やかに通知を行い相手先と協議の上、6 ヶ月以内で解除日を延長することができるものとする。
- 3 . 第 1 項に定める約款変更公示の日から 6 ヶ月以内又は第 1 項に定める通知が乙に到達した日から 3 ヶ月以内に、乙の解除の意思表示がなかった場合、乙は約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。

第 1 4 条 (著作権の譲渡の制限)

乙は、甲に対して書面で通知の上甲の承諾を得なければ、甲に管理を委託している著作物を第三者に譲渡することができないものとする。この譲渡の場合、乙は管理委

託契約の乙の地位を譲受人に承継させるものとする。

2. 前項により新たに乙の地位を承継した者は、速やかにその旨を甲に届け出なければならないものとする。
3. 甲は前項の届出がなされなかったことにより生じる一切の損害について、その責を負わないものとする。
4. 乙が第1項に定める甲の承諾を得ずに甲に管理を委託している著作物を第三者に譲渡した場合、甲は乙又は第7条第1項に基づき乙が受益者として指定した第三者に対して使用料を分配すれば足りるものとする。この場合、乙は譲渡した著作物の利用者に対し使用料を請求することはできず、かつ、譲受人をして使用料の請求をしないようにせしめるものとする。

第15条（管理委託契約の承継）

営業譲渡、合併、分割又は相続によって、乙の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく乙の地位を継承するものとする。

2. 乙の地位を承継した者は、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。
3. 甲は前項の届出がなされなかったことにより生じる一切の損害について、その責を負わないものとする。

第16条（管理委託契約の解除）

甲又は乙は、相手方に下記いずれかの事由が生じたときは、管理委託契約を解除することができる。

- (1) 本契約の義務に違反し、又は本契約の全部または一部を履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わず、履行しないとき
 - (2) 第三者により差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、又は支払いの遅滞処分を受けたとき
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 破産、会社整理、会社更生、又は民事再生手続等の開始の申し立てがあったとき
2. 乙は、管理委託契約期間内においても、甲に対し書面により解除の意思を通知することにより、管理委託契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、管理委託契約は、通知が甲に到達した日から3ヶ月後の月末日をもって終了するものとする。但し、該当する著作物が第三者に使用許諾されている場合、甲は利用者に対して速やかに通知を行うものとし、利用者への影響を考慮して6ヶ月以内で解除日を延長することができるものとする。

第17条（著作権侵害等）

乙が甲に著作権の管理を委託した著作物について、下記のいずれかに該当することが判明した場合、乙は甲に対し、既に受領した使用料の全額を返還するほか、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が著作権を有していないこと
 - (2) 当該著作物が違法に創作されたこと
 - (3) 第三者の著作権を侵害すること
2. 第三者による著作権侵害が判明した場合は、甲は侵害者に対して次のような対応をするものとし、告訴又は訴訟の提起を行わないものとする。但し、乙が侵害者に対して告訴又は訴訟の提起を行った場合、甲は乙に対して弁護士の紹介及び所有する該当著作物関連資料の提出等の協力を行うものとする。
- (1) 侵害者に対して著作権侵害の停止を警告すると共に侵害組成物の破棄を求めるものとする。
 - (2) 侵害者に対して、侵害により使用された著作物の使用料を過去に遡って計算し、請求するものとする。

第18条（財務諸表の提供）

甲は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これを甲の事務所に備え付け、乙の申し出により、閲覧、謄写させるものとする。

第19条（法律準拠、合意管轄）

本約款及び管理委託契約は日本国著作権法、その他の法律に則して解釈され、これらに関して係争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則（実施の日）

本約款は、平成23年8月16日から実施する。